

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1043	1043010	地域文化「手筒花火」に係る火薬類取扱者の年齢制限の緩和	<p>江戸時代、徳川家康が、徳川発祥の地である三河地域(豊川市を含む)にだけ、火薬の製造や貯蔵を認めたことにより生まれたといわれる「手筒花火」の文化。 火薬を詰めた竹筒を若者が抱え、点火して消えるまでの数十秒間、その間噴き上げる巨大な火柱は、スリルと迫りに満ち、音と光の浮世絵として、見る者を魅了してやまない「手筒花火」は、江戸時代から続く、地域独特の文化であり、全市民の誇りとするものである。</p> <p>この市民が誇りとし、市内の各自治会が中心となり行われる「手筒花火」の文化の発展、継承こそが、本市の観光による交流人口の増加及び地域コミュニティの増進による定住人口の増加の必要条件といえる。この文化の発展、継承のためには、地元居住率が高い18歳未満の段階より、地域文化に触れさせ、「郷土愛」を醸成する必要があるため、「手筒花火」(限定)に係る火薬類取扱者の年齢制限を、保護者の承諾を条件に、現行の18歳以上から16歳以上(中学校卒業程度)に緩和する必要がある。</p>	<p>市内の各自治会の祭事、または、豊川市民祭り「手筒まつり」により実施され、「手筒花火」の伝統文化の発展、継承が活発になされ、地域の世代間交流など、地域コミュニティの増進が期待でき、その結果として、高い地域コミュニティを背景とした、安全・安心のまちづくりが推進され、また、本市発展の基盤である定住人口の増加が期待できる。(平成21年度までに人口125,000人を目標とする。)</p> <p>また、地域独特の文化「手筒花火」の発展により、市内各地で行われる「手筒花火」の祭事に多くの観光客が本市を訪れるようになるため、交流人口の増加による経済再生も期待できる。</p> <p>この地域文化を活かした定住人口の増加と交流人口の増加の好循環により、安定継続的な地域経済の発展が望める。</p>	<p>法の趣旨は、青少年を火薬による災害から保護する観点、青少年の不注意による火薬による災害を防止し、公共の安全を確保する観点にあると考えられる。</p> <p>そのため、規制緩和を行っても、法の趣旨を遵守するため、規制緩和は、「手筒花火」の取扱いに限定したものとし、18歳未満の者が取扱う際には、「手筒花火」に係る取扱いの経験年数が10年を超える者を指導者として指定して、指導者の指示により、取り扱うものとし、青少年の安全と公共の安全を確保するものとする。また、「手筒花火」に関する規制を緩和する年齢を16歳以上とするのは、「手筒花火」の取扱いに必要な最低限の知識と体力を有する者とすることから、中学校卒業程度年齢とするため。</p> <p>これまで、地元より、この「手筒花火」文化の発展・継承のため、取り扱い年齢の引き下げに係る要望が出ていたが、規制のため、実現できていない。取り扱い年齢を、就職・進学等で本市を離れることの多くなる18歳以上としているため、地元に残っている一部の市民にしか、「手筒花火」という伝統文化に触れることが出来なくなっている。</p> <p>取り扱い年齢を引き下げることにより、市民の多くが伝統文化に触れることができ、「郷土愛」の醸成につながる。</p>	愛知県	愛知県豊川市、いなり楽市実行委員会	とよかわイナリズム(豊川稲荷 住む)手筒花火特区	<p>日本三大稲荷のひとつである豊川稲荷を有する本市において、観光による交流人口を世界規模で増加させ、また、本市特有の文化を背景とした地域コミュニティを、規制緩和により増進させ、定住人口の増加を図る。</p> <p>特に、本市の定住人口の増加のためには、地域コミュニティの増進による「郷土愛の育成」が必要である。本市の地域コミュニティ形成の根幹である祭事、特に本市独特の文化である「手筒花火」の奉納は、市民の誇りとするところであるが、その奉納には、規制により年齢制限が設けられており、地域コミュニティの増進が阻害されている。そこで、規制緩和を行い、地域コミュニティの増進による定住人口の増加を図る。</p>
1074	1074010	大規模小売店舗立地法において店舗面積の増加等における変更の8ヶ月制限の適用除外	<p>店舗面積の増加や制限を超える仮設店舗の営業について、大規模小売店舗立地法第6条第4項にある届出の日から8ヶ月を経過した後でなくては当該届出による変更を行ってはならない内容について、届出後直ちに変更が行えるようにする。</p>	<p>テーマパークのアトラクションの新設・変更やパークの部分的コンセプトの変更により生ずる店舗の新設や面積の増加を、短期間で行うことが出来るようになる。またイベントなどに合わせて60日以上の仮設店舗を容易に実施出来るようになる。これにより、来客に新規商品やイベント商品などをタイムリーに提供する機会が増加する。来客に対しパーク内での買物機会をより充実することにより、満足度の向上、パークの魅力向上、来客数の増加に繋がり、地域エリアを含めた経済効果が見込める。</p>	<p>大規模小売店舗立地法では基準値以上の店舗面積増加を行うにあたり、8ヶ月後という時間的な制限があり、関連するアトラクションの新設や変更により制約が発生し、適切なタイミングを失う場合がある。またシーズンやイベントに連動した来場者数のおおきな変動にタイミング良く対応できる仮設店舗の拡大も、年間60日を越えてしまうと店舗面積として届出の必要があり、また基準値以上の拡大であれば8ヶ月の制限がかかり、支障があります。当社の店舗はテーマパーク内に立地するものであり、駐車場について大規模小売店舗立地法上必要とされる台数の3倍以上のスペースを保有しています。またパークを含めた周辺の用途地域は駅前の商業地域を除き、準工業地域または工業地域になっています。これらの理由により、店舗面積の増加が直ちに周辺環境に影響を及ぼすものとは考えにくく、提案に至りました。</p>	大阪府	株式会社 ユー・エス・ジェイ	テーマパーク特区構想(大店立地法関連)	<p>ユニバーサルスタジオジャパンは2001年の開業以来2004年9月まで約3200万人の入場者があり、日本の代表的集客施設として当パークには大きな期待がもたれています。お客様に楽しみを提供し、期待に応え、地域に貢献する使命を果たさなくてはなりません。お客様に愛され続けるためには、常にお客様の期待や要望に即した商品やサービスを提供することが求められます。お客様に新しい商品やサービスをタイムリーに提供するために、店舗の新設や仮設店舗でのイベント商品販売や駐車場でイベントを計画しており、テーマパーク内小売店舗の面積拡大及び駐車場の台数減少に関する大規模小売店舗立地法の8ヶ月制限の規制緩和を提案します。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1074	1074020	大規模小売店舗立地法施行規則において、駐車場でイベント等の実施による駐車場台数の一時的減少について、一時的な変更とする運用の緩和	駐車場におけるイベント等の実施による一時的な駐車台数の減少について、大規模小売店舗立地法施行規則第7条第1項にある一時的な変更として認めるようにする。	駐車場における短期間のイベント等実施であれば、駐車場台数の減少を大規模小売店舗立地法施行規則の一時的な変更として認めていただくことにより、パーク内の駐車場などでコンサートなどのイベントを行うことが促進される。ユニバーサル・スタジオ・ジャパンは約15haの駐車場を有しており、これを活用したイベントの実施は大きな集客効果があり、それにより、地域エリアを含めた経済効果が見込める。	大規模小売店舗立地法では駐車場の台数が減少する場合には8ヶ月という時間的制限があり、現状では駐車場でイベント等による短期間の台数減少であってもこれに該当します。当パークは大規模小売店舗立地法上必要とされる台数の3倍以上のスペースを保有しており、また鉄道駅に大変近く、自動車利用率は開業前に想定したシェアを大幅に下回っています。そしてパークを含めた周辺の用途地域は駅前の商業地域を除き、準工業地域または工業地域になっています。これらの理由により、駐車場台数の減少が周辺地域の生活環境に与える影響が変化しないと運用主体が認める範囲であれば、大規模小売店舗立地法施行規則の一時的な変更としての取扱とするように運用緩和を提案します。	大阪府	株式会社 ユー・エス・ジェイ	テーマパーク特区構想(大店立地法関連)	ユニバーサルスタジオジャパンは2001年の開業以来2004年9月まで約3200万人の入場者があり、日本の代表的集客施設として当パークには大きな期待がもたれています。お客様に楽しみを提供し、期待に応え、地域に貢献する使命を果たさなくてはなりません。お客様に愛され続けるためには、常にお客様の期待や要望に即した商品やサービスを提供することが求められます。お客様に新しい商品やサービスをタイムリーに提供するために、店舗の新設や仮設店舗でのイベント商品販売や駐車場でイベントを計画しており、テーマパーク内小売店舗の面積拡大及び駐車場の台数減少に関する大規模小売店舗立地法の8ヶ月制限の規制緩和を提案します。
1109	1109020	分散型天然ガス供給に対するガス事業法の適用除外	専ら一つの建物及び堀・柵等にて明確に区分された同一敷地内の建物の消費に対する、分散型液化天然ガス供給設備及び分散型圧縮天然ガス供給設備による天然ガス供給がガス事業法に該当しないよう緩和する。	分散型液化天然ガス設備及び分散型圧縮天然ガス供給設備により、天然ガスを供給する。之により、導管が敷設されていない地域での天然ガスの供給を可能となり、地域新エネルギー産業の振興と環境保全を図る事が可能となる。	専ら一つの建物及び堀・柵等にて明確に区分された同一敷地内の建物の消費に対し、分散型液化天然ガス及び分散型圧縮天然ガス供給設備により天然ガス供給を実施する場合、ガス気化器前の液流量での取引の場合はガス事業法に該当しないが、ガス気化器後のガス流量にて取引をした場合ガス事業法の適用を受ける。このため同一建物内に複数の消費設備がある場合、ガス消費設備毎にガス気化器、液流量計を各々設置したのち、ガス使用量確認用としてガスメーターを設置しなくてはならず消費者側の2重投資が発生すること、ガスの消費取引においてガス体流量取引が一般的であり液体流量取引が一般的ではないことにより、分散型天然ガス供給及び普及に支障をきたしている。このため分散型液化天然ガス及び分散型圧縮天然ガス供給につき、ガス事業法の適用除外を図り、分散型天然ガス供給が容易に供給できるようにする。これにより新たな分散型ガス体エネルギーとして分散型天然ガスの利用が促進され、産業振興と環境保全を図ることが可能となる。	愛知県	西三河南部懇話会	新エネルギー特区	1.クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金により整備したエコステーションにおける供給対象を自動車だけでなく液化天然ガス自動車、分散型天然ガス供給設備等その他の設備も対象とするよう緩和する。 2.専ら一つの建物及び堀・柵等にて明確に区分された同一敷地内の建物の消費に対する、分散型液化天然ガス供給設備及び圧縮天然ガス供給設備による天然ガス供給がガス事業法に該当しないよう緩和する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1150	1150010	電気主任技術者の選任は事業場又は設備毎に必要であることの適用除外。	電気主任技術者の選任等について、地域内に有資格者を置き、維持及び運営の保安上、支障のないような体制を構築できれば、複数発電所を兼任可能とする。	コージェネレーション(ガスタービン)、バイオマス発電風力発電などを、地域内に分散設置する。 既設の法規では電気主任技術者を、各発電所に選任しなければならないが、本規制の特例が認められれば、保守上支障のない範囲の電気主任技術者で運用でき、管理コストの削減ができる。	事業用電気工作物を設置するものは主任技術者に二つ以上の事業場又は設備の主任技術者を兼ねさせてはならないが、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合であって経済産業大臣の承認された場合、地域内に有資格者を置き、維持及び運用の保守上支障の内容な体制を構築すれば複数の発電所を主任技術者が兼任可能とする。	北海道	北海道稚内市 稚内新エネルギー開発株式会社【仮称】 民間企業	稚内てっぺんプロジェクト	平成17年4月設立予定の会社により平成18年10月までに、稚内市の特定区域で仮称稚内新エネルギー開発株式会社が、稚内市に所在するバイオマスエネルギーと風力エネルギー及び将来、来るであろう天然ガスを利用し、地域再生の一環とした目的として 地産地消とした自立エネルギー供給体制の確立。 地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化地域振興につなげる。 規制緩和による新たな産業の創出、地域経済への活性化につなげる。 新エネルギーを利用する事による地球温暖化防止への貢献。 特区申請を利用・推進して地元企業群により設立されたPPSにより、新エネルギーをベースとした電力・熱エネルギー施設の建設並びに生産・供給・管理を行う。 下記を実現する。 地域における安定的・効率的エネルギー供給体制の確立。 環境に配慮したエネルギー活用方策の確立。 産業の高付加価値化あるいは新たな産業の育成。
1150	1150030	特定供給の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の事業者が一定の範囲内で自営線により電力供給できる事業範囲の拡大。	地元資本の会社と、その地域内の需要家が契約などで、長期間の安定エネルギー供給を相互に確約している場合も密接な関係とみなす。	コージェネレーション(ガスタービン)、バイオマス発電からのエネルギーを近隣の需要家に自営線を持って供給し、送電ロス・運用コストの削減が可能となる。	近隣に電気を供給できるにもかかわらず、送電ロス・事業性の悪化を招く。	北海道	北海道稚内市 稚内新エネルギー開発株式会社【仮称】 民間企業	稚内てっぺんプロジェクト	平成17年4月設立予定の会社により平成18年10月までに、稚内市の特定区域で仮称稚内新エネルギー開発株式会社が、稚内市に所在するバイオマスエネルギーと風力エネルギー及び将来、来るであろう天然ガスを利用し、地域再生の一環とした目的として 地産地消とした自立エネルギー供給体制の確立。 地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化地域振興につなげる。 規制緩和による新たな産業の創出、地域経済への活性化につなげる。 新エネルギーを利用する事による地球温暖化防止への貢献。 特区申請を利用・推進して地元企業群により設立されたPPSにより、新エネルギーをベースとした電力・熱エネルギー施設の建設並びに生産・供給・管理を行う。 下記を実現する。 地域における安定的・効率的エネルギー供給体制の確立。 環境に配慮したエネルギー活用方策の確立。 産業の高付加価値化あるいは新たな産業の育成。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1189	1189010	「たら」輸入割当に関する申請者の資格要件の緩和	毎年度示される、「たら」の輸入割当の申請者の資格要件中、一の輸入契約が20トン以上という、要件を緩和する	「たら」は国内でも弁当、仕出しなど外食産業で需要が高いが、資源が徐々に減少しまとまった漁獲量が無い為「輸入契約20トン以上」という要件をクリアすることが難しく、輸入枠を有効に活用していない。そこで資格要件を緩和することで中小の輸入業者が市場に参入し、市場の価格の独占を防ぎ、市場が自由化・活性化する。	現在「たら」の資源は減少しまとまった漁獲量がない上、実績のある商社へ資源の売買が限定されており、中小輸入業者への輸出案内は2～3トンレベルにとどまり、新規参入は全く困難な状況になっている。	兵庫県	有限会社 フューチャー フィッシュ 社団法人 中国地域ニュービ ジネス協議会	「たら」の輸入割当申請数量の緩和	「たら」の輸入割当申請数量の緩和
1190	1190010	鉱業権設定に係る許認可手続きに、地元市町村の意向確認として事前協議制度を導入する特例	鉱業法第21条(設定の出願)における出願先を、経済産業局長から地元市町村長へ変更する。 鉱業法第24条(都道府県知事との協議)を変更し、地元市町村長と出願者での事前協議を義務付け、同意が得られることを許可要件として明記する。	本市では、開発行為の事前協議を行うための根拠として、亀山市環境保全条例を制定している。同条例第2条に規定される届出が必要な開発行為として、鉱業法規定の試掘及び採掘計画を加えるよう条例改正を行い、鉱業権設定の出願が市町村長に提出された場合は、同条例第7条規定の亀山市環境保全審議会の審議の対象とする。 亀山市環境保全審議会が出願事業者と協議を行い、環境保全のために必要な助言あるいは指導勧告を行い、審議結果を開発行為審査委員会に答申する。 鉱業法の出願がなされた場合には、亀山市水道水源保護条例で設置される水道水源保護審議会において、鉱業法規定の試掘及び採掘計画が水源に影響を及ぼす規制対象事業場であるか否かの審議を行い審査結果を開発行為審査委員会に連絡する。 同審査委員会は総合的な審査を行い、鉱業権の試掘・採掘行為の承認、不承認の判断を行う。 審議を経たうえで承認された鉱業権の開発行為は、同条例第14条に規定される環境保全協定を締結し、市町村長は意見書(この場合は同意書)を附して、出願書を経済産業省に進達する。 経済産業省は地元市町村の同意があることと鉱業法第35条に該当しないことを要件に許可を出す。	鉱業法による採掘は環境へ与える負荷は大きく、地元市町村が取り組む地域づくりへの影響も多大であるため、地元市町村の意向を十分反映させることが必要と考える。 今回鈴鹿園定公園内で出願されている鉱区設定の規模は約690ヘクタールに及び土地利用である。土地利用にかかる法令として都市計画法では、一般的には0.3ヘクタールの開発行為でさえも市の同意を持って許可がなされている。国土法では5ヘクタール以上の土地取引においては、市との事前協議を求めている。 このことは土地利用に関する法令の許可条件は市町村との土地利用計画との整合が第一義であると考えられているためである。一方の鉱業法はゴルフ場の10倍以上の規模で土地利用がなされるにも関わらず、市町村意見の聴取を義務付けていない。 現行の鉱業法は、鉱業法第24条に基づき都道府県知事との協議がなされるまで、鉱業権の出願されている市町村には知らされない制度であり、県から慣例により市町村意見を聴取して初めて知り得ることになる。 県を通じて市町村が意見を述べたとしても、事業者へは操業注意事項として伝達されるのみで、許可条件とはならない。 地元市町村の事前協議を鉱業法の許認可事務の運用に取り入れて、市町村が進める地域づくりと産業振興の整合性をはかることが、住民が望むまちづくり・地域活性化の実現、地域の公益確保(自然、保健衛生、災害)に必要な不可欠であると考えられ、許認可手続きの特例として事前協議制度の導入を提案する。	三重県	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められます。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めとする地域の公益性を確保するため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1190	1190020	上水道の水源地域における鉱業権設定出願の適用除外	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、上水道の水源地域においては鉱業権を設定できない区域とする。	上水道の水源地域を鉱業権(試掘・採掘)の設定区域から除外することにより、上水道供給を安定させ、地域住民の公共の福祉(生活権)を守るもの。	<p>本市の上水道供給の源は、鈴鹿山系から流れ出る多くの天然水に養われているものである。鈴鹿山系の水脈は徐々に結集し安楽川及び鈴鹿川を構成し、これら河川流域の地下水から汲み上げられた水源によって、本市全世帯の上水道として供給されている。</p> <p>鉱区設定が出願された地域は、安楽川へ流れ出る水脈が存する山系にある。</p> <p>安楽川水系の水源にする上水道は、全人口40,925人のうち14,072人、全戸数14,116戸のうち4,707戸に供給され、実に3割の地域住民の公共福祉(生活権)を守っているものである。(H15年実績)</p> <p>鉱山採掘により水脈が破壊された場合、天然水により供給される本市水道計画は破綻し、新たな水源確保には莫大な費用と時間を要する。</p> <p>水源が枯渇した場合は、市町村の意見が積極的に取り入れられない鉱業法の法体系に起因するものである。</p> <p>水道水源地域については、法35条の不許可条件に該当するものとし、鉱業権設定出願の適用除外を提案する。</p>	三重県	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	<p>地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められる。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めるため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。</p>
1190	1190030	国定公園内の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、国定公園内においては鉱業権を設定できない区域とする。	国定公園区域内を鉱業権(試掘・採掘)の設定区域から除外することにより、本来の優れた自然の風景地を保護するとともに将来の子々孫々まで継承するものとする。	<p>本市及び鈴鹿市にまたがる鈴鹿国定公園内において、岐阜県の業者が石灰石などの採掘を目的として、約690ヘクタールの規模で鉱業権の試掘権設定を出願し、国が許可する見通しとなっている。</p> <p>出願区域は、千年以上の歴史を持つ市指定文化財野登寺、特別天然記念物二ホンカモシカが息絶するなど文化財、自然の宝庫である鈴鹿国定公園内である。地域住民にとっては信仰の対象の山系であり、上水道の重要な涵養地である。</p> <p>試掘権は将来採掘を行なうための準備として鉱物を探査する権利であるため、これが大規模採掘につながるのではと住民が危機感を強め、住民反対運動が起こり、現在2万名を越す署名が集まっている。</p> <p>実際に採掘する場合には、自然公園法や森林法など様々な規制をクリアしなければならないが、採掘が実施された場合には、「美しい自然環境、貴重な文化財が破壊され、禿げ山となった後、数十年かけても再生される保証はない。」、「出願地域は森林保護のために保安林指定がされているが、これは上水道水源の涵養となるばかりでなく、森林がもつ保水機能を担保するものである。禿げ山となった後には、上水道の枯渇するばかりでなく土石流等の大災害が発生する恐れがある(実際に当地区下流域において昭和49年に大災害が発生している)。」等の弊害が生じる。</p> <p>鈴鹿国定公園の優れた自然風景を将来に亘り延々と保護するために、これを一地域での個別案件として処理されるのではなく、全国各地で起こり得る問題であり、この問題を解決する取組として本市の提案をご検討いただきたい。</p>	三重県	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	<p>地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められる。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めるため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1190	1190040	試掘権における施業案の安易な変更手続き改正	試掘権者が施業案を変更する場合も鉱業法第24条に基づく協議を行い、市町村意見を反映するため、市との事前協議制度を導入させる。	鉱業法第63条第1項において、試掘権者は事業計画である施業案を経済産業局長への届出のみで簡単に変更できるため、これを鉱業権出願の場合と同様に法第24条に基づく協議を行うこととし、市町村との事前協議制度を導入し地元の公益を確保するものである。	<p>亀山市においては、10年以上前より岐阜県の業者により試掘権の出願が提出されている。その内容はボーリング調査により試掘を行うという内容であったが、本市及び県が、ボーリングによる試掘は水源や自然環境に与える影響が大きいとして鉱業権設定に支障ありと回答を行うことで試掘権が認められなかった。</p> <p>今般、出願者は、地表を直接傷つけるボーリングによる試掘方法から、単に地表を踏査するのみの方法に変更したため、経済産業局は「不許可にする理由がない」とのことで近く許可される見通しを示唆している。</p> <p>地表踏査による試掘権が許可されたとしても、鉱業法第63条第1項に規定される試掘権の変更届出を行えば、県・市町村の意見を介さずとも、国の権限のみで変更が可能であり、法の抜け道となりえる。</p> <p>一度変更届出の認可がなされると地域住民にとって大切な水源や自然に壊滅的な打撃を与える恐れが生じるため、施業案を変更する場合は、法第24条に基づく協議に市との事前協議を運用として導入するよう提案するものです。</p>	三重県	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	<p>地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められます。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めとする地域の公益性を確保するため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。</p>
1190	1190050	工業団地の鉱業権設定出願の適用除外	鉱業権の設定を受けようとする者は、経済産業局長に出願してその許可を受けなければならないが、産業集積地である工業団地においては鉱業権を設定できない区域とする。	<p>産業集積地である工業団地を鉱業権(試掘・採掘)の設定区域から除外することにより、工場進出等をはじめとする安定した企業活動を支援することが可能となる。</p> <p>工業専用地域として位置づけられる地域の計画的な土地利用を促進し、地域の経済発展に寄与するものである。</p>	<p>本市が産業集積の拠点として開発した名阪亀山・関工業団地において、鉱業法の試掘権設定の出願がなされている。当該工業団地は全区画において工場が進出済みである。また、同工業団地に隣接して民間開発の工業団地造成が行われ世界最大の液晶工場が進出するなど、県内でも有数の内陸工業地区に発展しようとしている。</p> <p>そのような状況下、土地収用法の適用も可能な鉱業権の設定がなされた場合、順調な地域の経済発展を阻害する要因になりかねない。工業の発展は地域経済のみならず日本の経済発展に寄与するものである。</p> <p>産業が集積しつつある工業専用地域内に鉱業権の設定出願が可能である鉱業法の制度体系に問題があるものと考えられる。</p> <p>一企業の利益のために、莫大な公的資金が投入され多くの企業が進出している本市の工業団地の発展が阻害されることは、本市のみならず日本経済へのマイナス要因ともなりかねる。</p> <p>工業団地における鉱業権設定出願の適用除外を提案する。</p>	三重県	三重県亀山市	市民のしあわせ、水と自然と鉱山の共生構想	<p>地域の自然環境、活性化及び公益(自然、保健衛生、災害)を保全するためには、地元自治体や住民の主体的行動及び権限が求められます。一方で鉱業法は、許認可権限が国(経済産業省)にあり、地域の意見を十分に汲み取った許認可がなされているものではありません。地方分権が叫ばれ、産業優先の時代から環境重視の時代に移行した現在では、地域の自然環境と産業振興のバランスを地域の自治体及び住民自らの責任において判断し、地域計画との整合を図り地域活性化を促進し、水源保護を始めとする地域の公益性を確保するため、鉱業権設定の出願がなされた地域自治体が積極的に国に意見具申を行う方法について提案する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1206	1206010	高圧ガスの貯蔵所に係る届出の簡素化	高圧ガスの第二種貯蔵所の設置においては、事前に都道府県知事等への届出が必要とされているが、試験研究機関が手続きを行う場合は、添付書類の簡素化を図る。	高圧ガス製造の届出については、試験研究機関が処理能力15m以下の高圧ガス設備(毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く)について手続きを行う場合、一部添付書類を省略することが認められていることから、貯蔵においても同様の取り扱いを認めることで、研究効率の向上が図られる。	試験研究施設で使用するガスは、取扱量も少なく、アルゴンや窒素などの事実上無害なガスも含まれているところであり、現行の規制が研究活動の大きな負担となっている。	茨城県	茨城県	つくば・東海・日立知的特区	高圧ガス保安法に基づく手続きについて、試験研究機関が行う場合に簡素化を図ること。
1209	1209010	小規模温度差発電研究開発特区	研究開発用の小規模温度差発電設備については、一般用電気工作物(安全性の高い電気設備)として取り扱い、電気事業法に定められている要件に制限されことなく設置できるように提案するものである。	温泉熱を利用した温度差発電設備の実証試験を行い、実用レベルまでの技術開発を行う。実用後は、温泉地における地域の自立エネルギーとして使用でき、地球温暖化防止につながるものである。	鳥取県には各地に温泉があり主要な温泉地だけで10ヶ所ある。源泉温度が80度あるものもあり、お湯は豊富に湧き出ているが、使用せずに捨てられている湯もかなりの量になる。一方で、地球温暖化防止のための新エネルギーの開発が進められており、温度差発電も今後の有望なクリーンエネルギーの一つとして考えられている。比較的効率よく電気エネルギーを取り出せる方法として、フロン等の媒体を用いた熱サイクル温度差発電がある。この設備を設置する場合には、電気事業法により安全性の確保が求められる。事前の工事計画書の作成、設置後のボイラー・タービン主任技術者の選任等の規制がかかる。これは、温度差発電設備が火力発電所(汽力発電所)と同等とみなされ、簡易な構造で低出力な設備であっても、火力発電所と同じ手続きが必要となるためである。また、ボイラー・タービン主任技術者になるためには、火力発電所や原子力発電所等の勤務経験が必要で、有資格者は県内でも数少なく、温度差発電設備の研究開発を困難にしている。このため、研究開発用の小規模温度差発電設備については、一般用電気工作物(安全性の高い電気設備)として取り扱い、電気事業法に定められている要件に制限されことなく設置できるように提案するものである。	鳥取県	鳥取県	小規模温度差発電研究開発特区	鳥取県には各地に温泉があり、捨てられている湯も、地球温暖化防止のための新エネルギー(温度差発電)として利用できる。フロン等の媒体を用いた熱サイクル温度差発電設備を設置する場合には、電気事業法により事前の工事計画書の作成、設置後のボイラー・タービン主任技術者の選任等の規制があり、火力発電所(汽力発電所)と同等とみなされている。簡易な構造で低出力な設備であっても、火力発電所と同じ手続きが必要となり、温度差発電設備の研究開発を困難にしている。このため、研究開発用の小規模温度差発電設備については、一般用電気工作物(安全性の高い電気設備)として設置できるようにするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1221	1221010	特定工場の定義に係る一の団地の規定の緩和	各工場の敷地面積の取り方について、一区画内の土地に加え、飛び緑地についても工場敷地面積に算入できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の設備更新 ・新規事業への転換の促進 ・遊休地等への工場新設促進 	兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。当該地域における工場地域の緑化を進めるにあたり、個々の工場の緑地という観点だけではなく地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。	兵庫県	兵庫県	あまがさき地域緑化構想	<p>兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。</p> <p>この地域における工場地域の緑化を進めるにあたっては、個々の工場の緑地という観点だけではなく、地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。</p>
1221	1221020	隣接緑地等の定義の緩和	遊休地等を隔てた「飛び緑地」についても、地域の環境に寄与するものについては、工業集落地特例の緑地とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の設備更新 ・新規事業への転換の促進 ・遊休地等への工場新設促進 	兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。当該地域における工場地域の緑化を進めるにあたり、個々の工場の緑地という観点だけではなく地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。	兵庫県	兵庫県	あまがさき地域緑化構想	<p>兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。</p> <p>この地域における工場地域の緑化を進めるにあたっては、個々の工場の緑地という観点だけではなく、地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5067	50670012	工場立地に伴う緑地確保の緩和	・生産設備に見合う緑地の確保は、工場が立地されている市町村等の自治体の範囲内等において当該事業敷地に限らず、広域的に確保すればよいものとしていただきたい。		工場立地法では規定の緑地面積を保有しない事業所は、生産施設を新設する時に準則計算に基づき緑地を新設する必要があるが、法施行以前から存在する事業所はその緑地の確保が困難である。一方、飛地による緑地では共同管理等などにより維持管理コストを低減できる可能性がありメリットがある。		石油化学工業協会		
1221	1221030	工業集落地の形成に伴い整備された緑地以外の緑地除外規定の緩和	工業集落地の形成とは無関係に整備された緑地についても、地域の環境に寄与するものについては、工業集落地特例の緑地とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の設備更新 ・新規事業への転換の促進 ・遊休地等への工場新設促進 	兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。当該地域における工場地域の緑化を進めるにあたり、個々の工場の緑地という観点だけではなく地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。	兵庫県	兵庫県	あまがさき地域緑化構想	<p>兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。</p> <p>この地域における工場地域の緑化を進めるにあたっては、個々の工場の緑地という観点だけではなく、地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1221	1221040	工業集落地の定義に係る一団の土地の定義の緩和	工場等が連続していない場合でも、一定の区域を工場等が集中して立地する一団の土地(工業集落地)とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存工場の設備更新 ・新規事業への転換の促進 ・遊休地等への工場新設促進 	<p>兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。当該地域における工場地域の緑化を進めるにあたり、個々の工場の緑地という観点だけではなく地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。</p>	兵庫県	兵庫県	あまがさき地域緑化構想	<p>兵庫県では、環境と産業が共生するまちづくりを目指し、尼崎臨海地域において「尼崎21世紀の森づくり」を進めており、県、尼崎市、市民、事業者等がそれぞれの役割分担のもとで主体的に緑化に取り組みながら魅力と活力ある環境共生型のまちづくりを進めている。</p> <p>この地域における工場地域の緑化を進めるにあたっては、個々の工場の緑地という観点だけではなく、地域全体での緑地という観点に立ち、工場立地法における工業集落地特例要件等の緩和により、「飛び緑地」等を認め、工場の設備更新を促し、環境と調和した活力ある地域として再生する。</p>
1034	1034010	工場立地法の緑地、環境施設面積率の緩和	工場立地法における緑地、環境施設面積率の準則の決定権限を今治市および上島町に委譲する。	<p>今治圏域における造船集積地域は、殆んどが瀬戸内海国立公園地域に隣接し、島嶼部の狭隘な地形に立地しているため、造船工場の拡張の余地が少ない。そこで工場の緑地、環境施設の面積比率を地域の特殊事情に合ったものとし、生産能力の向上を図るとともに、地域産業の活性化につなげる。なお緑地面積の代替措置については、周辺地域と一体で緑地面積の確保を行い、環境面の後退のないよう、十分な検討を行う。</p>		愛媛県	愛媛県今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村、上島町	造船集積地工場機能強化特区	<p>今治圏域は、日本有数の海事産業の集積地である。海事都市構想推進事業により、海運、造船業を中心とする海事産業によるまちづくりを目指し、工場立地法の準則緩和、外国人研修生受入期間延長による人材育成事業により、国際競争力を高め、地域産業の活性化につなげる。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1224	1224010	公益法人による株式保有の禁止の緩和	平成17年4月以降、県内全域において特定の公益法人によるベンチャー企業の育成・支援を目的とした株式の保有を可能とする。(ベンチャー企業の育成・支援を目的とした事業を行う県が認めた公益法人)	「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成7年4月施行)は、同法第14条の2において中小企業の創造的・事業活動の促進に資することを目的に設立された民法第34条の法人を指定し、この法人が株式又は社債を引き受けることを認めている。(同法)しかしながら、同法は時限法であることから平成17年4月をもって廃止され、同法及び新事業創出促進法、中小企業経営革新支援法の3法を統合した中小企業支援新法が制定されることとなっている。(第14条の3第2項)この新法の中では、財団が新規に未公開企業の株式を保有することについては規定されないことから、新法下では財団による株式の保有は認められないこととなる。このため、同財団が継続して株式の引き受けによる資金支援(直接投資)が可能となるよう、特定の財団法人がベンチャー企業の育成・支援を目的とする株式を保有することができる特区の設置を求めるものである。		静岡県	静岡県	ベンチャー支援財団等投資特区構想	<p>創業期や従来の事業と異なる新分野に進出しようとするベンチャー企業においては、物的・人的担保力や事業の信用力が弱いことなどから、十分な資金の調達ができない場合が多い。</p> <p>これら企業に安定的かつ安全な資金を供給することにより、新技術・新製品の研究開発及びその成果の事業化を支援するために、公益法人による株式引き受けによる資金支援(直接的な投資)が有効である。</p> <p>公益法人が株式を保有することは、法律に規定されている場合などを除き原則認められていないことから、ベンチャー企業の育成・支援を目的とする公益法人による株式の保有を県下全域において認めることを提案する。</p>
1232	1232060	特許の出願手続きの簡素化	発明内容を記載した論文の代用の特許出願に必要な説明要件を満たすことを条件に認めることにより、特許手続きの迅速化を図る。	特許様式を簡素化し、研究成果を公表する時間を短縮することにより、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進させる。	開発スピードが著しい先端分野については、国民の研究開発を促進させる方策が必要である。論文のみで出願内容が理解できる分野についてはできる限り出願又は仮出願を認めていくことが、ベンチャーにとっても活力の源になるため。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	<p>東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される、環境、エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講じることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1232	1232080	特許出願猶予期間の延長	発表から6ヶ月以内を1年以内に延長する。	研究成果の公表から出願までの期間の確保により、研究の完成度も高まり、バイオ・ゲノムなどのような開発スピードが著しい先端分野における研究開発を促進する。	発表者は、論文発表後も当面の間、研究者同士や民間企業等と研究内容の情報交換や応用研究等の業務に時間をとられることが多く、6ヶ月の猶予期間では不十分である。猶予期間の延長については、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ検討するとしているが、現段階では見直し内容が不明確であることから、先行事例として限られた地域での特例を求めるものである。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される。環境、エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講じることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
1170	1170010	農村地域工業等導入促進法における農村地域要件の緩和	掛川市における新エコポリス工業団地は、農村地域工業等導入促進法に基づく農工計画を平成12年度に策定し、掛川市全額出資の公益法人を事業主体として実施し、現在までに1期工事に概ね目処がつき、17年度より2期工事に着手したいと考えておりますが、平成17年4月の市町村合併により当市の人口は8万人から11万人になり、当該法令において農村地域としての要件(人口10万人以下、人口増加率全国平均以下、第2次産業就業者比率全国平均以下)を満たさなくなります。本計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また工業団地計画を推進することによる新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過的措置について提案するものです。	新エコポリス第2期工事推進計画(概要) 事業名 新エコポリス第2期工事 事業主体 掛川市開発公社 事業規模 19.5ha 事業期間 平成17年度～平成22年度	市町村合併により、新市人口規模が要件を上まわるとしても、社会基盤や農業基盤等旧市の構造そのものに大きな変化を伴うものではなく、もともと農村地域であった自治体が合併により人口増加を来すことになったのが実情であります。当市では、安定財源の確保と地元雇用の創出が可能となる工業団地整備を早期に実施したいため、当該法令における人口要件等を緩和、若しくは経過的措置として救済をお願いするものです。	静岡県	静岡県掛川市	農村工業早期着手特区	掛川市における新エコポリス工業団地実施計画は、当市が国からの自立を目的とした自主財源確保施策のひとつであり、また新たな雇用の創出と地域経済の活性化を図るものでもあるため、当該法令における農村地域要件(人口、人口増加率または第2次産業就業者比率)に対し、市町村合併による新市人口認定要件の緩和若しくは経過的措置について提案するものです。